東京都三宅島三宅村坪田
七八四番二　一号
五九七番三　二号及び三号
七八三番三　四号
七八三番二　五号
七八五番三　六号
七八五番一　七号から十二号まで
七八四番一　十三号及び十四号
七八五番一　十五号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十五年国土交通省告示第十五号で指定した第三号に掲げる土地の区域及び平成十七年国土交通省告示第七百五十一号で指定した第五号に掲げる土地の区域を除く。）

東京都三宅島三宅村坪田
五九七番三　一号及び二号
五九七番四　三号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

とんび沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十四年国土交通省告示第八百三十三号で指定した第九号で掲げる土地の区域及び平成十五年国土交通省告示第千五百五十四号で指定した第五号に掲げる土地の区域を除く。）

東京都三宅島三宅村坪田
一八三四番地先道路敷　一号
一八三〇番一地先道路敷　二号及び三号
一八二九番地先道路敷　四号から八号まで
一八二八番地先道路敷　九号から十五号まで
一八二七番地先道路敷　十六号及び十七号
一八二六番地先道路敷　十八号
一八二六番　十九号
一八二七番　二十号及び二十一号
一八二八番　二十二号及び二十三号
一八二九番　二十四号及び二十五号
一八三〇番一　二十六号
一八三四番　二十七号

○海上保安庁告示第百五十一号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十二年六月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人　産業技術総合研究所　茨城県つくば市東一―一―一

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三七度一五分、北緯三七度四五分、東経一三七度四五分、東経一三八度一五分の各経緯度線で囲まれる海域

(ロ)　北緯三八度一〇分、北緯三八度二〇分、東経一三七度五二分三〇秒、東経一三八度二分三〇秒の各経緯度線で囲まれる海域

(ハ)　北緯四〇度二七分三〇秒、北緯四〇度三七分三〇秒、東経一三九度二二分三〇秒、東経一三九度四二分三〇秒の各経緯度線で囲まれる海域

(ニ)　北緯四〇度五五分、北緯四一度五分、東経一三九度五七分三〇秒、東経一四〇度七分三〇秒の各経緯度線で囲まれる海域

(ホ)　北緯四一度一二分三〇秒、北緯四一度二二分三〇秒、東経一三九度三七分三〇秒、東経一三九度四七分三〇秒の各経緯度線で囲まれる海域

(ヘ)　北緯四一度五〇分、北緯四二度一〇分、東経一三八度四〇分、東経一三九度の各経緯度線で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十二年六月十五日から平成二十二年六月二十六日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、スワス音響測深機による測深

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　一管区水路通報第二十号（平成二十二年六月四日発行）、二管区水路通報第二十二号（平成二十二年六月四日発行）、九管区水路通報第十九号（平成二十二年五月二十八日発行）

○海上保安庁告示第百五十二号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年六月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　有珠B立標
位置
所在地　虻田港西防波堤灯台（北海道虻田郡洞爺湖町）の南方約一・七キロメートル
北緯　四二―三〇―五五
東経　一四〇―四六―三二
変更した事項　記事　北海道胆振総合振興局管理
変更年月日　平成二十二年四月一日

名称　有珠C灯標
位置
所在地　虻田港西防波堤灯台（北海道虻田郡洞爺湖町）の南南西方約一・七キロメートル
北緯　四二―三〇―五四
東経　一四〇―四六―三九
変更した事項　記事　北海道胆振総合振興局管理
変更年月日　平成二十二年四月一日

名称　平戸大橋橋梁灯（C一灯）
位置
所在地　長崎県平戸市（平戸大橋中央）
北緯　三三―二一―二四
東経　一二九―三四―二一
変更した事項　記事　長崎県県北振興局管理
変更年月日　平成二十二年四月一日

名称　入野港二号東防波堤東方照射灯
位置
所在地　高知県幡多郡黒潮町（入野港二号東防波堤灯台）
北緯　三三―〇〇―四〇
東経　一三三―〇〇―五五
変更した事項　業務休止
変更年月日　平成二十二年四月七日
記事　一時変更

名称　銚子大橋橋梁灯（P三灯）
位置
所在地　銚子大橋橋梁灯（L一灯）の北北東方約一二〇メートル
北緯　三五―四四―二一
東経　一四〇―四九―二七
変更した事項　業務休止
変更年月日　平成二十二年五月六日
記事　一時変更

名称　銚子大橋橋梁灯（P四灯）
位置
所在地　銚子大橋橋梁灯（L一灯）の北北西方約一二〇メートル
北緯　三五―四四―二一
東経　一四〇―四九―二六
変更した事項　業務休止
変更年月日　平成二十二年五月六日
記事　一時変更

名称　東京西第五号灯標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の西北西方約三・四キロメートル）
北緯　三五―三四―五三
東経　一三九―四七―四三
変更した事項　位置　正規位置の一五三度約九七〇メートル
変更年月日　平成二十二年五月八日
記事　一時変更

名称　東京西第七号灯標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の西北西方約四・六キロメートル）
北緯　三五―三五―一九
東経　一三九―四七―〇九
変更した事項　位置　正規位置の二四五度約一九〇メートル
変更年月日　平成二十二年五月九日
記事　一時変更

名称　東京臨海大橋工事東方A灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約五・〇キロメートル）
北緯　三五―三六―三九
東経　一三九―五〇―〇〇
変更した事項　位置　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・八キロメートル）
北緯　三五―三六―三三
東経　一三九―五〇―五三
変更年月日　平成二十二年五月十六日
記事　一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧